

人材確保相談事業専門家選考評価表 (窓口相談・専門家派遣)

選考対象条件(全て○の場合に選考対象とする) (選定後に虚偽が判明した場合は決定を取り消す)	該当
① 提出書類に明らかな虚偽、不備がない	
② 候補者(候補者が法人に所属する場合、法人の役員等を含む。)が暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員、第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない	
③ 本事業の目的や内容から逸脱した行為や社会的信用を失墜する行為などが認められない	
④ 企業の人材確保(採用・育成・定着)支援に関する契約件数が過去3年間で累計10社以上ある	
⑤ 企業の人材確保(採用・育成・定着)に関する支援業務従事経験が最低1年以上ある	

評価の項目(主な着眼点)	配点
1. 相談対応に適した資質	70
① 企業の人材確保等に関する課題解決の支援に効果的な資格(キャリアコンサルタント、社会保険労務士、中小企業診断士等)を所持しているか	10
② 雇用者側の視点だけでなく、被雇用者側からの客観的な視点を持った相談対応が期待できるか	30
③ 中小企業(小規模事業者含む)の採用活動や求職者の就職活動の実情を把握した対応が期待できるか	30
2. 相談対応の実績	30
① 継続的に相談支援を行った実績は十分か	10
② 単一の業種に偏らず、幅広い業種に対応した実績は十分か	10
③ 支援を行った企業の成果(採用や離職率減など)に繋がった実績は十分か	10
合計	100

【選定方法】

- ・相談員選定の際には、評価合計点が6割以上であることを要する。
- ・点数上位者から順に、1～12名を相談員として選定する。
- ・派遣専門家を希望している者についても、点数上位者から順に、1～4名を派遣専門家として選定する。